

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
指定の番号	近畿地方整備局長 第17号
指定の有効期間	令和2年12月1日から令和7年11月30日まで
機関の名称	関西住宅品質保証株式会社
主たる事務所の所在地	大阪市中央区千日前一丁目4番8号 電話番号 06-7175-7930
代表者氏名	代表取締役 三浦光城
業務区域	滋賀、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、及び和歌山県の全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検査機関等に 関する省令(平成11年建設省令第13号)第15条各号に掲げる区分
取り扱う建築物等	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項各号に 掲げる建築物並びにこれに付帯する建築設備及び工作物等
実施する業務の態様	建築確認、完了検査、中間検査